

「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

須田 大

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）では、1986年以降、政府により市場経済への移行を支持する新しい法制度の構築が推進される中、1990年代を中心に相当短期間のうちに、世界銀行をはじめとする英米系の外国ドナーの支援により、財産法、契約法、相続法、家族法などといった民事関連法が単行法の形式で相次いで制定された。現在、独立行政法人国際協力機構（JICA）の支援の下で、これらの民事関連法の内容を改善するとともに、一つの民法典にまとめるという大規模な改正に向けた起草作業が行われており、その動向が注目されている。また、日系企業的一大集積地であった隣国タイでの人件費高騰、大洪水発生、反政府暴動といったマイナス要因の顕在化から来る投資環境の悪化や、いわゆるチャイナ・プラスワンの動き等に伴い、近時、日系企業のラオスへの関心が急速に高まりラオスへの進出が進みつつあり、民事関係法令の状況や実務慣行に関する情報に関心が寄せられている。

他方、現在、ラオスに関しては、現行の民事関連法や実務慣行の全体を見渡しつつ改革の課題にも目を向けた詳細な研究・文献が見当たらず、かかる研究・文献の存在は、ラオスの法制度整備支援活動に従事する関係者のみならず、ラオスに進出する日系企業等といった関係者のニーズにも沿うものとして、必要性が高いものであると思料する。

今回、調査委託をお願いした松尾弘氏（慶応義塾大学大学院法務研究科教授）及び大川謙蔵氏（摂南大学法学部講師）の御両名は、JICAの技術協力プロジェクトの活動として実施しているラオスの民法典起草に関する支援活動にも御協力いただいている民事法の専門家であり、ラオスの民事関連法分野に対する法制度整備支援に携わってきた経験からくるラオス法への深い理解と鋭い洞察に基づき、今回の調査分析を実施して下さった。

本調査研究では、現行の民事関連法や実務の運用について詳しく触れられているほか、ラオス民事法制度の改善策や法制度整備支援のあり方・展望も示されており、ラオスにおいて経済活動を行う方々にとっても、法制度整備支援の関係者にとっても大いに参考になるものである。